

受動喫煙防止のため、健康増進法と兵庫県条例が改正されました



子ども

(20歳未満) と

妊婦

の方は



※加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いです。

喫煙場所に立ち入りできません！

飲食店の
表示について

喫煙できるかできないか飲食店の入り口で分かります



入り口を見れば
分かるから
安心ね！

重要!

- 2020年4月から飲食店の店頭で禁煙・喫煙の掲示が義務化されました。
- 喫煙可能な飲食店・場所には20歳未満の方・妊婦の方は立ち入りできません。



保育所・幼稚園・小中学校や病院・児童福祉施設などは
敷地内すべて禁煙となりました。



【受動喫煙に関するお問い合わせ】 姫路市保健所健康課 健康増進担当 電話：079-289-1697